

三井住友信託銀行

コンサルティング プラン

CONSULTING PLAN

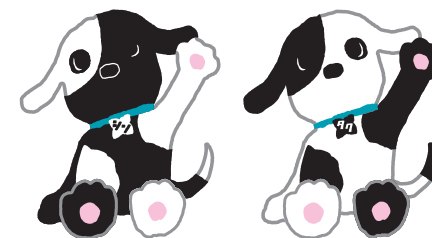


 三井住友信託銀行

100th
Anniversary

これからの“あんしん”に向けて お伝えしたい4つのポイント

- P.1 これからの“あんしん”に向けてお伝えしたい4つのポイント
- P.2 いつから考えるか、変わりゆく“終活”の姿
- P.3 「将来資金」の検討ポイント
- P.4 「人生100年時代」のマネープランの対応策
- P.5 必要な「そなえ」へ見直し、最適化しましょう
- P.6 心身の不調時の「資金管理」の検討ポイント
- P.7 「不動産」の検討ポイント～ご自宅～
- P.8 「不動産」の検討ポイント～ご自宅以外の不動産～
- P.9 「資産承継」の検討ポイント
- P.10 相続対策の3つのポイント
- P.11 「相続税」がかかるかどうかを概算チェック
- P.12 具体的対策の例(財産評価)
- P.13 具体的対策の例(遺し方)
- P.14 見落としがちな、もしものときの作業や事務手続き
- P.15 ワークシート
- P.16 同世代のお客さまからのご相談事例



©シンジル&タクセル

01

これからの“あんしん”に向けてお伝えしたい4つのポイント

ご自身やご家族の“あんしん”について、4つの視点で改めて確認してみましょう

1 「将来資金」 ▶ P.3

対策済み 興味がある



「人生100年時代」のマネープランの対応策



「医療費」「介護費用」への対応策

2 「資金管理」 ▶ P.6

対策済み 興味がある



「認知症」へのそなえ



「万一の場合」のお金の管理

3 「不動産」 ▶ P.7・8

対策済み 興味がある



今後の「住まい」をどうするか



ご自宅以外の不動産をどうするか

4 「資産承継」 ▶ P.9

対策済み 興味がある



「財産評価」の対策



「想い」の具体化(遺言書の作成など)

図1 資産運用の必要性(60代・70代)

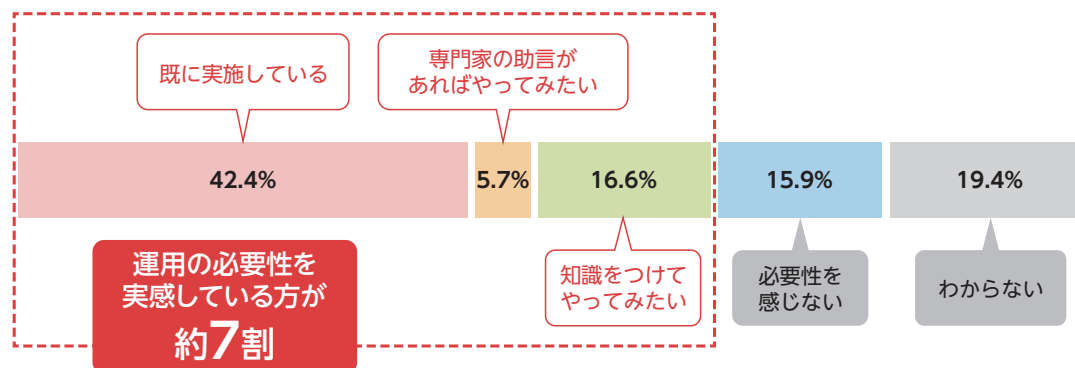
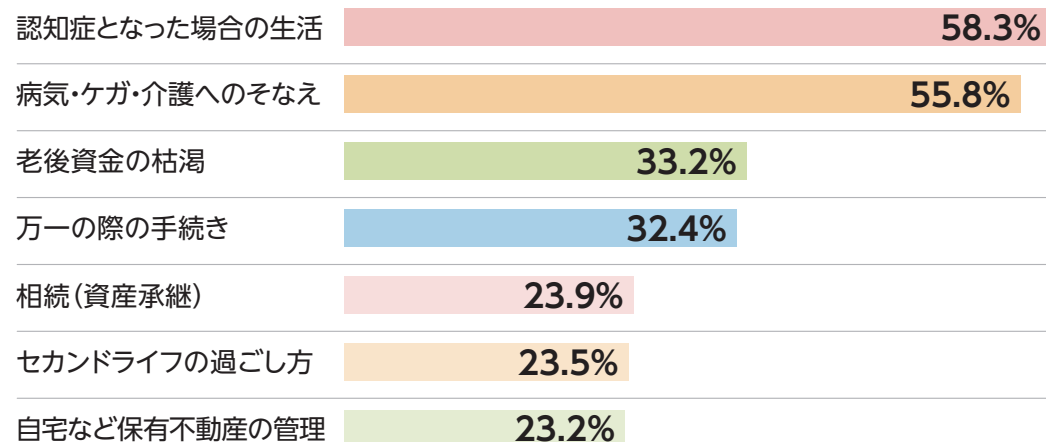


図2 人生100年時代の不安(60代・70代)



※図1・図2の対象は当社のお客さま(無作為抽出)
データの出所等については、P.17に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

いつから考えるか、変わりゆく“終活”の姿

広がる終活、何から始めるかは自由です

かつては

どう旅立つべきか

+

広がる
終活

充実した人生を 全うしたい

心地よい
部屋での毎日



やりたいことに
チャレンジ!



無駄を断捨離



認知症にそなえた
財産管理

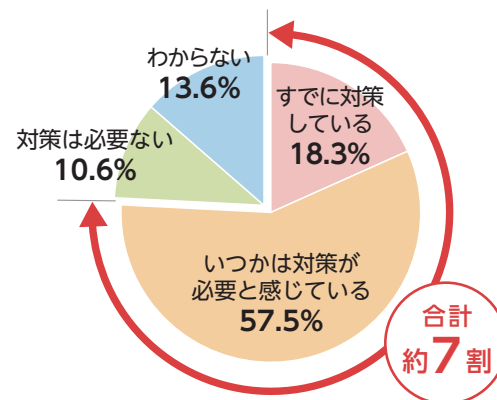


終活の敷居はだいぶ低くなり、
ポジティブなイメージに変わってきました。
事前に家族で相談をされる方も増えています。



図3 相続対策はしていますか？

- ☒ 相続対策をしている
- ☒ 相続対策をしていない
- ☒ 相続対策をしたいと思う
(興味がある)
- ☒ わからない



※対象は当社の50歳以上のお客さま(無作為抽出)
※四捨五入、概数処理等により、占率の合計が100にならない場合があります

お子さま世代には親御さまの終活について、以下のようなお考えがあるようです。

図4 一緒に取り組まないと
困ることはありますか？

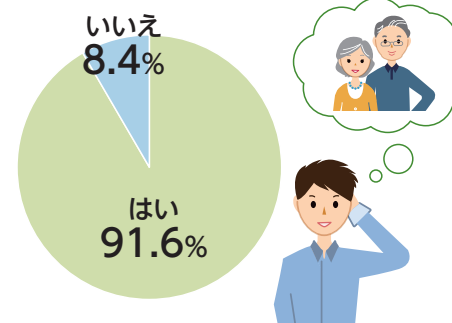
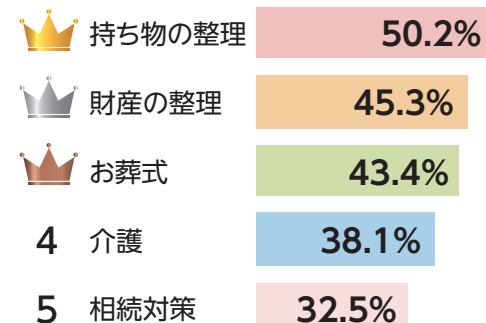


図5 一緒に取り組まないと
困ることは何ですか？



03

「将来資金」の検討ポイント

これからのご意向に照らして、ご資産の色分けを検討することがポイントです

つかう



健康のために
使いたい



リフォームして
快適に過ごしたい



▶ 詳細はP.7へ

のこす



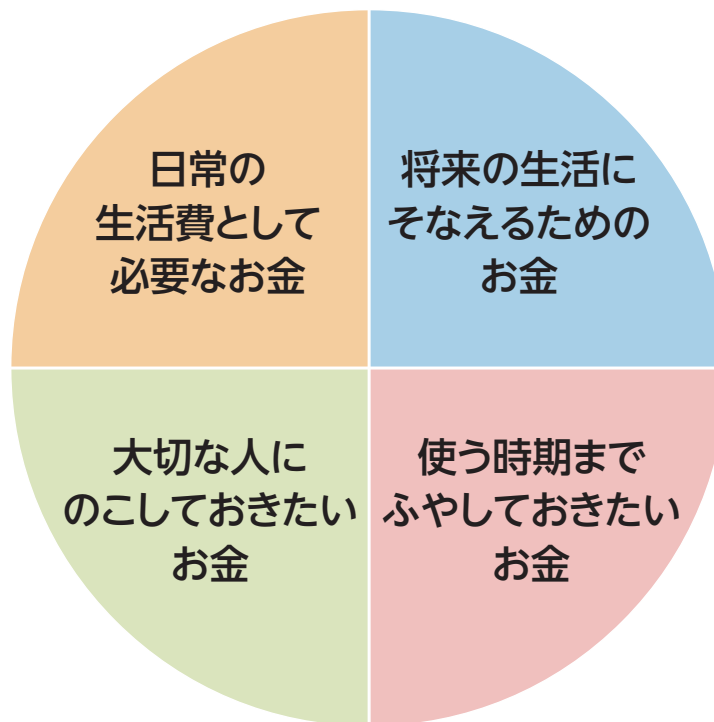
不動産の対策も
考えたい



スムーズに資産を
承継したい



▶ 詳細はP.7・8・9へ

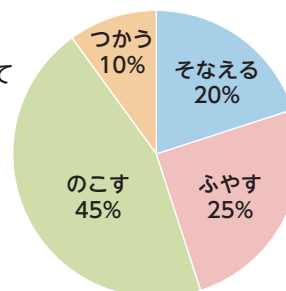


資産の色分け例



女性・72歳
夫(74歳)と2人暮らし。
子ども(長男、長女)は独立。

【想い・お考え】
長生きにそなえて
安定的に資産を
「ふやす」と、
万一の際は
子ども・孫に
「のこす」を重視



そなえる



介護や認知症に
なった時が心配



家族に負担を
かけたくない



▶ 詳細はP.5へ

ふやす



つかう時まで
しっかり蓄えたい



年金の補完を
図りたい



▶ 詳細はP.4へ

04

「人生100年時代」のマネープランの対応策

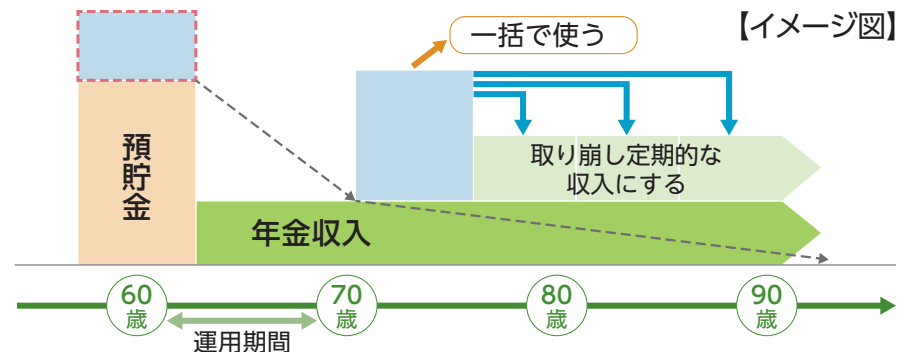
今後の収支バランスを踏まえ、ライフイベントの目的に応じた対策を実施することが有効です

今後のライフイベントを見据えた資産の使い方・考え方(例)

- ☒ リフォーム資金や老人ホームの入居費に向けてしっかりふやしたい
- ☒ 趣味や旅行など自分や家族のために使っていきたい
- ☒ 家族のために必要な資金を準備してあげたい
- ☒ 年金補完を行い、人生100年を安心して過ごしたい

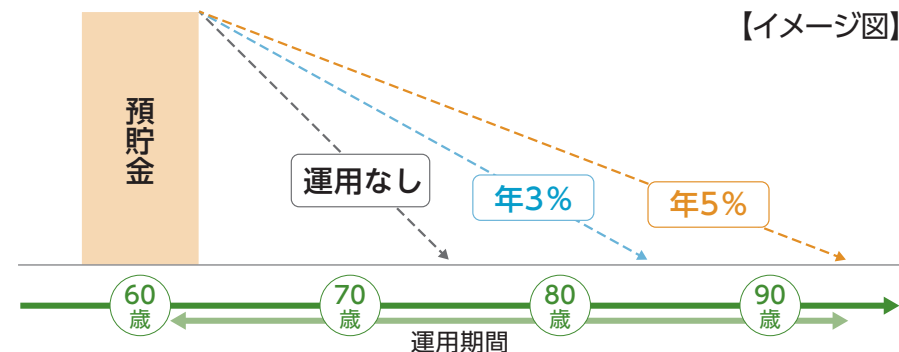
1. 将来に向けて今ある資産をふやす

目的や必要とする金額を定め、将来に向けて一定期間据え置き、適切な方法によってゴールを目指す



2. 取り崩しの傾きを緩やかにする

収支の状況を確認し、必要な資金を取り崩しながら運用を行う



スマートライフデザイナー

三井住友信託銀行アプリ「スマートライフデザイナー」なら、ご自身でシミュレーションいただくことができます

- STEP1** ご自身やご家族の情報を入力
- STEP2** 職業・収入・住まいの状況を入力
- 完成!** 収支グラフやキャッシュフロー表の完成!

詳しくは当社 HP をご確認ください。

ポートフォリオナビ

簡単な質問に答えていただくと、お客さまに合った運用プラン(いつ・どのように・どの商品で)をご案内いたします



05

必要な「そなえ」へ見直し、最適化しましょう

セカンドライフに必要な保障の考え方

現役世代

シニア世代



家族のため
(万一の生活保障など)

家族のため

自分のため
(医療、がんなど)

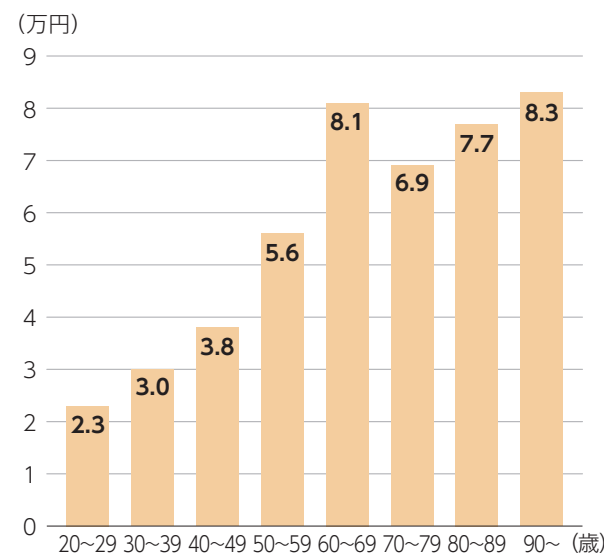
自分のため
(医療、がん、介護など)

現在のご加入状況は？

- ☒ 医療保険
- ☒ 介護保険
- ☒ 終身保険
- ☒ その他
- ☒ がん保険
- ☒ 定期保険
- ☒ 火災保険



図6 年齢別の1人あたり年間医療費
(自己負担額)



1つでも該当したらご相談ください

- ☒ 仕事が忙しくて長い間見直しをしていない
- ☒ 加入している保険の内容を覚えていない
- ☒ 家族のための保障内容に偏っている
- ☒ 介護のことは考えたことがなかった
- ☒ 住宅ローンの完済を予定している

ライフステージごとに必要な 保障内容や期間は変化します。

「何かあった時のため」にご自身にあったそなえの準備ができているかを確認しましょう！



保障ハンドブック

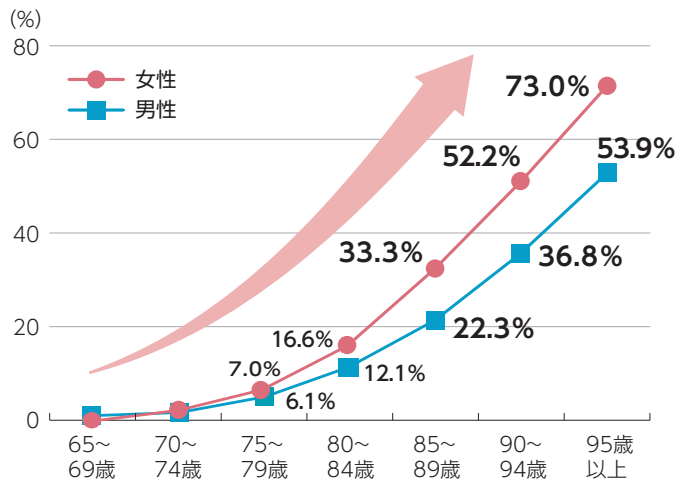
さまざまな保障や制度の特徴を確認できる資料をご用意しています。



もし、ご自身での資産管理が
難しくなった場合、
どうされますか？

- ☒ A.決めていない、考えたことがない
- ☒ B.問題ない(なんとかなる)と思う
- ☒ C.弁護士・司法書士などに任せる
- ☒ D.身近な親族に任せる

図7 認知症有病率



A・Bは、結果的にCとなる場合が多くあります

① 認知症発症



本人のお金を使いたい、
支払が認められないことや
厳格な手続きがあり不便

② 資金凍結



預貯金の
管理・解約
のため

何もしないと
立て替え払いや
手続の負担などで
親族不和発生も…

③ 成年後見申立て (審判)

家庭裁判所

④ 後見等開始



裁判所の選任する後見人などの約8割は、
親族以外の司法書士などの専門職(月額
2～6万円の報酬が発生)

Dも、お元気なうちに対策をとっておかないと、Aと同様となります

具体的な方法の例

資金を信託し
「支払手続きの代理人」
として親族を指定



他制度と比べた信託の特徴など、さまざまな財産管理の方法を比較できる資料をご用意しています。



考えてみよう！
これからのマネープラン

「不動産」の検討ポイント～ご自宅～

お住まいに関する“想い”は
さまざまです
想いの実現に向けて、
お元気なうちに調べておくことを
おすすめします



現在のお住まいについてお聞かせください

- ☒ 持ち家 ☒ 賃貸 ☒ 単身・夫婦で住んでいる ☒ 家族(子ども・親)と住んでいる

お住まいを今後どうされたいですか？

- ☒ A.現在の住まいに住み続けたい
☒ B.住み替えを検討したい

A

建物の老朽化対策は…？

- リフォーム・リノベーションによる住宅性能の向上
バリアフリー化
耐震性の補強

！状況に応じて、Bも検討しましょう

住宅リフォーム費用(高齢者対応)



総額の平均
約**621**万円

(リフォーム工事の例
階段や廊下の手すりの設置、屋内の段差の解消、
浴室の工事、トイレの工事など)

何を重視されますか？



- 立地 価格 契約時期
コミュニティ 利便性 防災・防犯

ご検討例

- ☒ 住まいと暮らしのダウンサイジング ☒ 将来にそなえたシニア施設への入居
- 立地や利便性を優先した住まい(駅近マンション)への住み替え
 - 充実したサービスやイベントがある施設を選ぶ
 - 子どもの近くへ転居、二世帯住宅の建築
 - 介護、病気、認知症にそなえられる施設を選ぶ

考え方のヒント

家族で
話すこと

- ☒ 将来、同居する家族がいるのか
☒ 頼れる人は近くにいいのか
☒ 人生の最期をどこで迎えたいか
☒ 亡くなった際に家を引き継ぐ人はいるのか



調べて
おくこと

- ☒ 体力が低下しても住み続けられる家か
☒ お住まいの地域は体力低下時に適した環境か
☒ 住み替え費用はどのくらいか
☒ ご自宅の評価はどのくらいか



「不動産」の検討ポイント～ご自宅以外の不動産～

保有し続けるにも売却するにも、まずは価格を確認してみましょう！

ご自宅以外の不動産についてお聞かせください

- ☒ 保有していない
 ☒ 保有している (収益不動産、更地、駐車場、空き家など)
 ☒ 相続しそうな親の物件がある
 ☒ 収益不動産に興味がある

よくあるご自宅以外の不動産への期待・お悩み

- ☒ A.固定資産税の負担や収益性の低さが気になる
☒ B.空き家の管理が面倒
☒ C.老後に向けた安定収入が欲しい
☒ D.不動産の相続に関心がある

A・B・C



D

不動産コンサルティングプラン



ご自宅やご自宅以外の不動産などに対するお悩みへの対策・解決策をご紹介します



ご検討例

- 管理体制の改善、借り換え等による収支改善
- リフォームやリノベーションによる建物価値・収益の向上
- 将来、家族の負担にならないように自分の代で処分
- 物件所在エリアの周辺環境等を踏まえた売却や購入(買い替え)

重視したいポイントは…？

- ☒ 価格
 ☒ 利回り
☒ 用途
 ☒ 立地
☒ その他()

相続時評価額への影響(イメージ)※

保有資産の状況に応じて検討してみましょう。あわせて、ご相続時の納税資金の準備についても考慮することが大切です

	時価(投資額)	自用の場合の 相続税評価	収益不動産の 場合	小規模宅地等の 特例適用時
建物	500		貸家評価 (借家権割合30%)	貸家評価 (借家権割合30%)
土地	500	300 固定資産税評価額	210 貸家建付地評価額 (借地権割合60%)	210 164 特例適用時 (貸付事業用宅地の 評価減50%)
合計	1,000	700	538	374

小規模宅地等の特例とは…

亡くなった方が自宅として使用していた宅地等を、配偶者か、亡くなった方と同居していた親族が相続した場合や、事業用として保有していた宅地等を、一定の要件を満たす親族が相続した場合に、利用区分に応じた限度面積まで、相続した宅地等に課税価格が減額される特例です

※上記イメージは建築価格、公示地価をそれぞれ時価とみなし、路線価を公示地価の80%、固定資産税評価額を建築価格の60%とした場合の値です。実際の路線価、固定資産税評価額は物件毎に異なりますのでご注意ください。また、小規模宅地等の特例については、必要な要件をすべて満たした前提で、本件土地200㎡全体に、貸付事業用宅地等50%の評価減を適用したものと記載しております

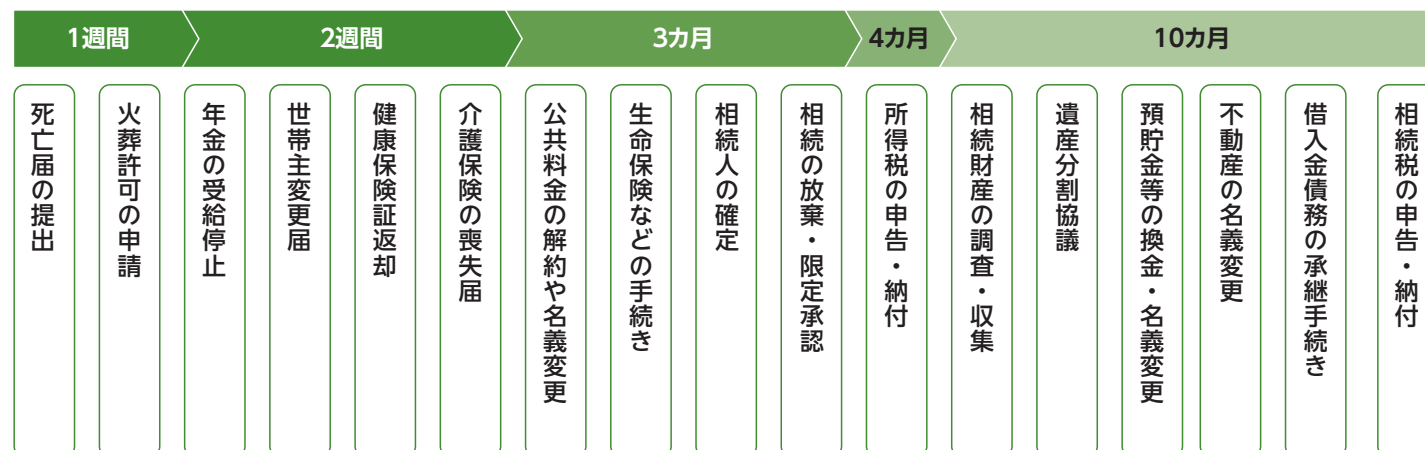
09 「資産承継」の検討ポイント

図8 相続対策をしている方の具体的対策(複数回答可)

		対策済み	興味がある
生前における計画的な贈与	58.0%	☒	☒
生命保険の活用	43.5%	☒	☒
遺言書の作成	35.7%	☒	☒
納税資金の確保	13.1%	☒	☒
不動産の購入・活用	9.6%	☒	☒

※対象は当社のお客さま(無作為抽出)

死後の手続きの流れ(期限は目安)



相続対策は、相続税が目されがちですが、**煩雑な相続手続きや死後の身の回りのこと**など、他にも注意すべきことがあります



データの出所等については、P.17に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

相続対策の3つのポイント

「3つのポイント」を確認し、前ページの対策がどこに有効なのか当てはめてみましょう

3つのポイント

相続手続き対策

煩雑な相続手続きの負担を軽減します

遺産分割対策

分割方法を指定することで、争いを防いだり、感謝の意を示します

財産評価対策

相続税額を確認します
(二次相続も視野に入れます)

遺言書の作成

納税資金の確保

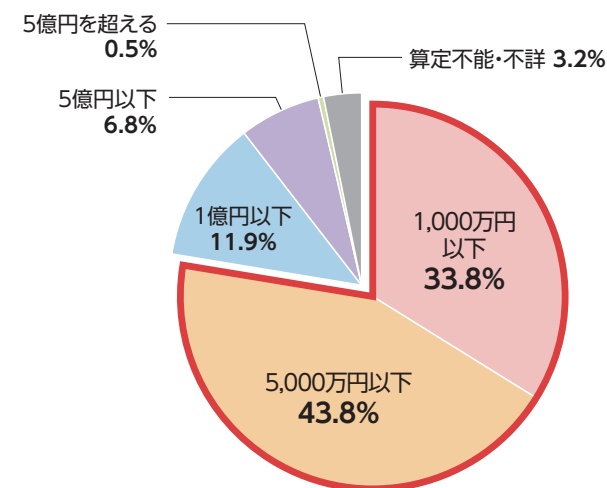
葬儀などの死後事務の準備

生命保険の活用

計画的な贈与

不動産の購入・活用

図9 遺産額別の認容・調停成立件数割合



相続争いは遺産額の多寡にかかわらず発生しています



ご参考 遺言の方式と特徴

公正証書遺言

公証人が作成するので、手続き上無効になるおそれがないが、公正証書作成費用がかかる

自筆証書遺言

自分1人で作れるので、費用がおさえられるが、遺言が無効になるおそれがある

11

「相続税」がかかるかどうかを概算チェック

相続税の基礎控除額

$$3,000\text{万円} + \left[600\text{万円} \times \text{法定相続人の数} \right] = \text{ } \text{万円}$$

財産は基礎控除額より

☐ 少ない

☐ 多い



財産評価対策の検討余地

相続税の簡易シミュレーションも承っています

金融資産



万円

(債務)



万円

不動産

ご自宅の相続税評価額はご存知ですか？

- ☐ 知っている
☐ 知らない



万円

その他の財産



万円

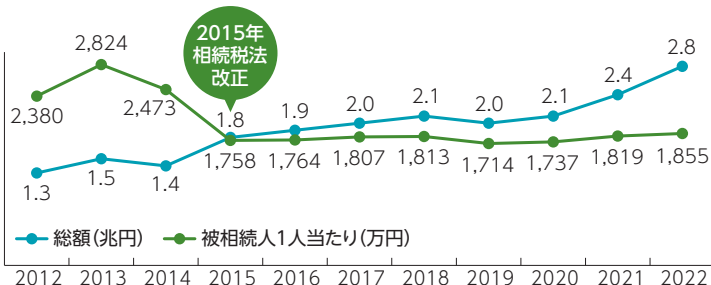
遺言がない場合の財産の取り扱い

- 法定相続割合による相続
- 相続人間の遺産分割協議による相続

不動産などの分割できない財産を**共有名義**で相続すると、後々揉めるおそれもあり注意

配偶者の税額軽減：被相続人の配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が、①1億6千万円以下か、②配偶者の法定相続分相当額のいずれか多い金額までは配偶者に相続税がかからない制度です。

図10 相続税の税額の推移



ご参考 相続税の早見表

相続財産 (課税価格・ 基礎控除前)	配偶者がいる場合(一次相続)				配偶者がいない場合(二次相続)			
	子ども1人		子ども2人		子ども1人		子ども2人	
	相続税額	税負担率	相続税額	税負担率	相続税額	税負担率	相続税額	税負担率
5,000万円	40万円	0.8%	10万円	0.2%	160万円	3.2%	80万円	1.6%
8,000万円	235万円	2.9%	175万円	2.2%	680万円	8.5%	470万円	5.9%
1億6,000万円	1,070万円	6.7%	860万円	5.4%	3,260万円	20.4%	2,140万円	13.4%

● 相続税額の1万円未満および税負担率の小数点第2位を四捨五入しています ● 被相続人の遺産を法定相続人が法定相続分通りに相続するものとして税額を算出しています(配偶者がいる場合は、配偶者の相続分について「配偶者の税額軽減の特例」を活用しています) ● 金額は各相続人が納付する相続税の合計です。本資料は2024年8月現在の税制・関係法令・通達等に基づき記載しています。今後、税務の取り扱い等が変わる場合もありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。なお、個別の税務の取り扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

データの出所等については、P.17に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

12 具体的対策の例(財産評価)

生命保険の活用

相続税の基礎控除額

$$3,000\text{万円} + \left[600\text{万円} \times \text{法定相続人の数} \right] = \text{万円}$$

相続税の
基礎控除額

生命保険の非課税枠

$$\text{万円} + \left[500\text{万円} \times \text{法定相続人の数} \right] = \text{万円}$$

相続税の計算方法とは異なります

活用事例

- 相続財産が7,000万円(遺産の総額、現預金のみ)
- 法定相続人が配偶者と子1人(1/2ずつ相続した)場合

生命保険を活用しない場合

課税価格の合計額 7,000万円

納付税額* 160万円

生命保険を活用した場合

生命保険金 1,000万円 非課税

課税価格の合計額 6,000万円

納付税額* 90万円

*「配偶者の税額軽減の特例」を活用するため、配偶者の納付税額は0円となります

ご参考 相続時精算課税の制度

- 基礎控除額(年間110万)+特別控除額(2,500万円のうち前年までに使用していない残額部分)を超えた部分に一律20%課税されます
- 精算課税選択後の贈与財産は相続財産に加算します(控除された基礎控除分は除く)

暦年贈与の活用

1人の受贈者が1年間(1月1日から12月31日まで)にもらった
受贈財産合計額が110万円以下であれば、贈与税はかかりません
ただし、贈与のポイントをしっかり押さえることが重要です

暦年贈与の3つのポイント

1. 贈与者と受贈者の
意思確認



2. 記録化



3. 受贈財産の管理



活用事例

- 相続財産が1億円(課税価格の合計額、現預金のみ)
- 法定相続人が子2人の場合

① 贈与しない場合

贈与税額：－
相続税額：770万円 合計 770万円

② 贈与した場合

(毎年110万円×10年×子2人)

贈与税額：0万円
相続税額：440万円 合計 440万円

相続開始前7年以内の贈与財産は、相続財産に加算されて相続税が計算されますが、上記の試算では考慮していません。なお、2024年1月より、贈与財産の相続財産への加算期間が3年から7年へ延長されました。また、延長された4年間に受けた贈与のうち総額100万円までは相続財産に加算されません。生前贈与を10年間実施した後に相続が発生したものと仮定しており、相続発生時期によっては上記の試算と異なる場合があります。贈与税が初年度一括で課税される場合があります『国税庁タックスアンサー「No.4402 贈与税がかかる場合」』ご参照

考えてみませんか?“想い”が伝わる資産のおくりかた

ご自身の言葉でご家族さまへの“想い”を伝えることで、トラブルを避け、
お互いを想い合う“想続”を実現することにつながります。

「ライフサイクルナビ®」にて相続対策シミュレーションを承っております。



13 具体的対策の例(遺し方)

確認しておくべき〈想い〉

- | | |
|--|---|
| ☒ 相続人に手続きの負担をかけたくない | ☒ 揉めないか心配(今は仲良しでも…) |
| ☒ 家族への想いを書き残したい | ☒ 財産を遺したい法定相続人がいない |
| ☒ 同居の家族に多く遺したい | ☒ 不動産の価値が大きく、分けられない |
| ☒ 世話になった義理の子や孫にも遺したい | ☒ 財産の一部を寄付したい |

一つでも該当する場合、
遺言の作成が解決策になります

WEB遺言信託サービス

無料で簡単に遺言
案文のイメージを
作成できます



安心できる遺言を書く3つのポイント

「元気」なうちに

- 遺言は何度でも書き直せる
- 相続の発生時期は予測不能
- 判断能力減退後に書いた遺言は無効となる場合も



「実現可能な内容」を

- 次のような遺言も散見される
- 形式不備で無効
 - 不明確で執行できない
 - 争いの火種になる内容

経験豊富な
プロの助言による安心感



「信頼できる 遺言執行者」に託す

執行者としてのノウハウ

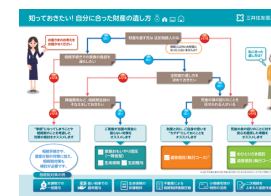
着実な執行

執行者が先に死亡しない
(個人より法人が安心)

三井住友信託銀行では、**遺言作成**の助言、保管から作成後の毎年の丁寧なアフターフォロー、相続発生後の執行までをトータルでサポートする「遺言信託」を取り扱っています

知っておきたい! 自分に合った財産の遺し方

遺言以外の遺し方も含め、さまざまな方法の中から、自分に合ったものを選んでいただけます



相続発生後の誰かの負担

関心
高め

資産に関すること

- ・遺言執行
- ・遺産分割協議

見落とし
がち作業や事務手続き
(死後事務)

部屋の片付け

埋葬
(葬儀、墓)

ペットを託す先

年金、公共サービス、
カード等の手続きデジタル遺品の
消去・解約

もしものときの作業や事務手続きは、誰に任せるご予定ですか？



A. 特に決めていない



B. 家族に任せる



C. 第三者に任せる

チェック
ポイント

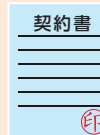
遠方や高齢など、ご家族の負担は大丈夫ですか？



死後事務を任せられる近しい親族はいますか？

死後の部屋の片付けやデータの
消去など、身内でなくプロの業者に
任せたい分野はありませんか？

ペットを託す先は大丈夫ですか？

信頼できる
第三者の目星は
ついていませんか？死後にも
有効な契約は
締結済み
ですか？

プロの機能を活用する「死後事務委任」という選択肢

ご自身や
家族の事情に
最適な事務手続きの
あり方や分担を
考えましょう



妻も高齢だし、
我が家は
全部お願いしたいな



子どもが遠方なので、
部屋の片付けを
プロにお願いしたいわ



親しい親族も
いないので
お任せしたいわ



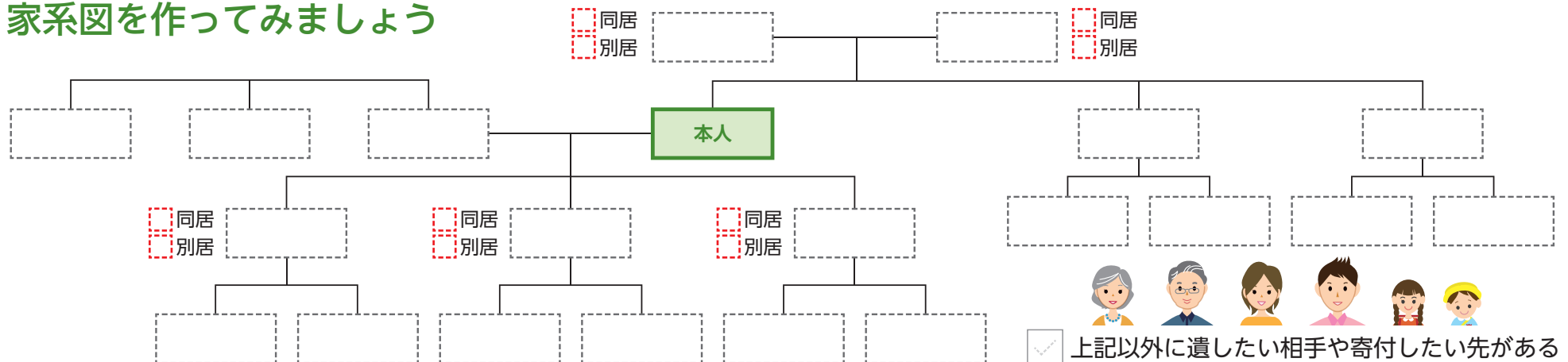
ご資産状況とご家族構成を確認しましょう!

STEP2 計算をしてみましょう

自宅	万円
自宅以外不動産 (収益不動産、空地、空家など)	万円
その他資産	万円
負債 (住宅ローン・アパートローンなど)	万円

資産			負債			合計
	万円	-		万円	=	万円

The diagram illustrates the calculation of net income (収支) as the difference between income (収入) and expenses (支出). On the left, the '収入' (Income) box is orange and contains a list of income sources: 給与 (Salary), 公的年金 (Public Pension), 企業年金 (Corporate Pension), 個人年金保険 (Individual Pension Insurance), 配当・分配金 (Dividends/Distributions), 不動産収入 (Real Estate Income), and その他 (Others). In the center, a green minus sign (-) indicates subtraction. To the right, the '支出' (Expenses) box is blue and contains a list of expense categories: 生活費 (Living Expenses), 医療費 (Medical Expenses), 趣味・交際費 (Hobbies/Entertainment), 贈与 (Gifts), and その他 (Others). To the right of the expenses box is an equals sign (=). On the far right, the '収支' (Net Income) box is red and represents the final result of the calculation.



同世代のお客さまからのご相談事例

「ご資産」や「家族関係(想い)」の変化に伴い、お客さまのお悩みも刻々と変わっていきます
当社は、半年に1回、1年に1回と定期的なご相談の機会をいただき、お悩みの解決に役立ちたいと考えています



これからの人生を楽しむ

検討 解決済み



安心して旅行や娯楽を楽しみたい



ボランティアや寄付などの社会貢献をしたい



長生きのための生活資金

検討 解決済み



長期間の生活資金の確保



介護や認知症などへのそなえ



財産を遺す

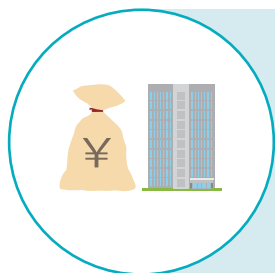
検討 解決済み



思い通りに財産を遺したい



親族間で揉めて欲しくない



財産の組み替え

検討 解決済み



預金→不動産、信託、保険



保有不動産の活用・売却



相続手続き

検討 解決済み



ご親族の相続手続き



相続財産の調査・評価



住まいのこと

検討 解決済み



リフォーム・住み替え(高齢者住宅など)



住宅のそなえ(火災保険等)の確認



死後の身の回りのこと

検討 解決済み



葬儀・埋葬、家財の整理など



ペットの搬送・施設入所

各データの出所

- P.1 【図1】【図2】三井住友信託銀行「CXアンケート」(2023年6月実施)より当社作成。
- P.2 【図3】三井住友信託銀行「CXアンケート」(2023年6月実施)より当社作成。【図4】【図5】鎌倉新書「親の終活」に関する意識調査(2018年)より当社作成。
- P.5 【図6】厚生労働省「医療保険に関する基礎資料～令和3年度の医療費等の状況～」をもとに当社試算。
- P.6 【図7】地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター平成24年度老人保健事業推進費等補助金老人保健増進等推進事業「認知症の総合アセスメント」より当社作成。〔裁判所の選任する後見人の内訳〕『最高裁判所事務総局家庭局』『成年後見関係事件の概況一令和5年1月～12月一』より当社作成。〔専門職の費用のめやす〕『東京都家庭裁判所・東京家庭裁判所立川支部「成年後見人等の法主額のめやす」(平成25年1月1日)』より当社作成。
- P.7 〈リフォーム費用〉国土交通省「平成25年住生活総合調査」より当社作成。
- P.9 【図8】三井住友信託銀行「CXアンケート」(2023年6月実施)より当社作成。
- P.10 【図9】最高裁判所「令和5年司法統計年報」より当社作成。
- P.11 【図10】国税庁「平成23年～令和4年分の相続税の申告実績の概要」より当社作成。

生命保険に関してご注意いただきたい事項

●生命保険商品には、各種相場環境等の変動等を要因として投資対象の価格変動等により損失が生じ、お受取金額が投資元本を割り込むおそれがある商品もございます。●また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象外であり、元本および利回りの保証はありません。●お客さまにご負担いただく費用には、「ご契約時にかかる費用」「保険契約関係費用」「運用関係費用」「解約控除費用」「その他費用」がございます。●なお、費用等の合計額・計算方法等については、商品・投資金額・運用状況等によって異なりますので、表示することができません。●リスクおよび費用等の詳細は、各商品の契約締結前交付書面またはお客さま向け資料等をよくお読みください。

遺言信託について

遺言信託(執行コース)には以下の手数料がかかります(お支払いプランの一例です。他のプランもございます)。詳しくはパンフレットをご確認ください。【基本手数料:330,000円(税込)】遺言書作成のアドバイス・公正証書作成時の証人立合い・遺言信託受託に関する手続きに伴う手数料として、上記の金額を頂戴します。別途、公正証書作成費用、戸籍謄本など取り寄せに関する費用等が必要となります。なお、契約締結後に、解約、遺言書正本の保管辞退、遺言執行者への就任の辞退、遺言執行者の辞任等が生じた場合であっても、基本手数料はご返金いたしません。【保管手数料:年6,600円(税込)】遺言書の保管と、遺言書の内容・財産・相続人などの変更に関する定期的な確認に伴う手数料として、上記の金額を頂戴します。【遺言執行報酬:最低1,100,000円(税込)】当社所定の遺言執行報酬を申し受けます。遺言の開示と、その後の財産調査及び執行手続きに伴う手数料として、報酬を頂戴します。また、遺言執行に際し、特別の手続きを要する場合は、既定の報酬以外に別途特別の執行報酬をいただく場合があります(例:海外に相続人がいる場合の海外渡航費用など)。(2024年8月末日現在)

WEB遺言サービスについて

本サービスはお客さまに入力いただいた情報を、一般的な遺言の形式に反映するものであり、WEB上で案文作成のコンサルティングを行うものではありません。あくまでも遺言のイメージを確認いただくものであることをご了承ください。お客さまに入力いただいた情報の正確性について、弊社は確認しておりません。本サービスのご利用は無料ですが、実際に弊社の遺言信託、スマートゆいごんをご利用いただく際は、基本手数料等がかかります。また、確認資料のご提出やご来店等によるご相談、公証役場で公正証書遺言の作成等の費用がかかる場合があります。詳しくはHP等にてご確認ください。弊社の本支店にご来店いただけない場合やご相談内容によっては、ご希望に添いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

遺産整理業務について

遺産整理業務について相続手続トータルサービス〈まかせて安心〉は、当社所定の手数料を申し受けます(最低手数料額:1,100,000円(税込))。また、相続手続の対象を限定した、相続手続サポートサービス(最低手数料額:330,000円(税込))もご用意しています。どちらのサービスも、遺産整理実行に必要な実費はお客さまの負担になります。詳しくはパンフレットをご確認ください。(2024年8月末日現在)

■**個人情報の取り扱いについて** ご記入いただきましたお客さまの個人情報につきましては、各種金融商品・信託商品・サービスのご相談に関する参考資料としてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。また、お客さまの同意がある場合を除き、第三者へ提供いたしません。三井住友信託銀行はお客さまの個人情報の適正な管理に努めます。

■**税務に関してご注意いただきたい事項** 税務に関しては2024年8月末日現在の税制に基づいており、将来変更になる可能性がございます。個別のご相談につきましては、所轄の税務署もしくは税理士などにご相談ください。

不動産について

お客さまのご依頼により三井住友トラスト不動産(株)を紹介させていただく場合があります。三井住友トラスト不動産(株)は三井住友トラストグループの不動産仲介会社で、当社と連携して不動産にかかわる各種サービスを提供しております。価格査定は、不動産の鑑定評価に関する法律にもとづく不動産の鑑定評価ではありません。ご相談内容等によりましては、お取り扱いできない場合があります。

建築・リフォームをご検討のお客さま

ご紹介にあたっては、「紹介依頼書」にご署名いただく必要がございます。当社によるご紹介後、ハウスメーカー・リフォーム業者との契約はお客さまにご検討いただくものであり、当社は紹介に関する責任は一切負いかねます。当社からのハウスメーカー・リフォーム業者のご紹介は、当社にて対象物件に関する融資をお約束するものではなく、また取引の成否が当社との今後の取引に影響することはありません。ご相談内容等によりまして、お取り扱いできない場合がございます。

シニア向け住宅等の運営会社のご紹介について

お客さまからのご依頼に基づき、当社が業務提携契約を締結している有料老人ホーム等運営会社をご紹介させていただくものです。当社が行うのは有料老人ホーム等運営会社のご紹介にとどまり、個別の施設に関する情報提供・入居相談等や有料老人ホーム等運営会社の業務の一部の代理または媒介行為を行うことはできません。本サービスはご紹介先の有料老人ホーム等運営会社とお客さまとのご入居契約等の成立を保証するものではありません。当社がご紹介した有料老人ホーム等運営会社と実際に契約をするか否かは、お客さまご自身においてご検討のうえでご判断いただくものであり、当社は一切責任を負いません。ご紹介先の有料老人ホーム等運営会社の運営施設への入居がなされなかったとしても、当社とお客さまとの取引関係に何ら影響を与えるものではありません。

証券(投資信託・国債)口座に関してご注意いただきたい事項

●当社では、有価証券のお取引にあたっては、「振替決済口座、保護預り口座、外国証券取引口座、累積投資口座」の開設が必要となります。

投資信託に関してご注意いただきたい事項

■投資信託におけるリスクについて

●投資信託は国内外の株式や債券等へ投資しているため、投資対象の価格の変動、外国為替相場の変動等により、損失が生じるリスクがあります。投資した資産の価値が投資元本を割り込むリスクやその他のリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。

■投資信託にかかる費用について

●投資信託のご購入、換金にあたっては各種費用(申込手数料、信託財産留保額等)が必要です。また、これらの費用とは別に信託報酬と会計監査費用、証券取引に伴う売買委託手数料等その他費用等を毎年、信託財産を通じてご負担いただきます。お客さまにご負担いただく費用はこれらを足し合わせた金額となります。●これらの費用は各投資信託およびその通貨・購入金額等により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。各投資信託の費用の詳細は、最新の契約締結前交付書面(目論見書・目論見書補完書面)等でご確認ください。

■その他重要なお知らせ

●投資信託は預金とは異なり元本および利回りの保証はありません。●預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。●ファンドにより、信託期間中にご解約のお申し込みができない場合があります。●投資信託をご購入の際は、最新の「契約締結前交付書面(目論見書・目論見書補完書面)」を必ずご確認ください。これらは当社本支店等にご用意しています。●当社は販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。

スマートライフデザイナーに関してご注意いただきたい事項

●ご利用にあたってのご注意事項等は当社ホームページをご確認ください。●掲載のアプリ画面は実際のものと異なる場合があります。

■**本資料について** ●本資料は2024年8月末日現在の情報を基に作成しております。作成時点における法令その他の情報に基づき作成しており、今後の改正等により、取り扱いが変更になる可能性があります。●本資料は情報提供の一環として作成するものであり、その確実性・完全性に関して保証するものではありません。個別の法務・税務の取り扱い等については、弁護士、税理士等専門家や、最寄りの税務署にご確認・ご相談ください。●本資料の無断複製、複写、転載はご遠慮ください。■**本資料は三井住友信託銀行が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。**

販売会社に関する情報

商号等:三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号
加入協会:日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会

UD FONT
by MORISAWA

2024年10月1日
P2441-08